

日時：平成 25 年 2 月 26 日
於：富山県庁 4 階大会議室

第 28 回富山県地方港湾審議会議事録

富山県土木部港湾課

第28回富山県地方港湾審議会 議事録

- 1 日 時 平成25年2月26日(火) 14:00~14:40
- 2 場 所 富山県庁4階大会議室
- 3 内 容 伏木富山港港湾計画の軽易な変更について
伏木富山港臨港地区の指定について
- 4 委員出席者 19名

区 分	氏 名	役 職 名
学識経験のある者 7名	◎ 三 橋 郁 雄 雨 宮 洋 司 欠 石 黒 厚 子 欠 大久保 敦 尾 久 彩 子 三 好 永 貢 子 山 本 暁 子	(財)環日本海経済研究所(ERINA)特別研究員 富山高等専門学校名誉教授 (財)北陸経済研究所主任研究員 日本貿易振興機構富山貿易情報センター所長 ㈱景観デザインLeafs代表取締役 高岡市商工会議所女性会副会長 富山県消費者協会常任理事
港湾関係者 7名	針 山 健 二 代 宝 田 豊 尚 金 尾 雅 行 藤 森 剛 欠 魚 崎 忠 雄 熊 谷 勝 明 内 島 正 義	伏木海陸運送㈱社長 日本通運㈱富山港支店長 富山港湾運送㈱社長 伏木水先区水先人会会長 富山県漁業協同組合連合会代表理事会長 全日本海員組合北陸支部長 全日本港湾労働組合日本海地方伏木支部執行委員長
関係市町村の長 4名	代 森 雅 志 代 高 橋 正 樹 代 夏 野 元 志 代 澤 崎 義 敬	富山市長 高岡市長 射水市長 魚津市長
国の地方行政機関 の職員 4名	代 大 西 一 清 代 橋 場 克 司 代 和 迺 健 二 代 高 橋 敏 男	財務省大阪税関長 国土交通省北陸地方整備局長 国土交通省北陸信越運輸局長 海上保安庁第九管区海上保安本部伏木海上保安部長

◎は会長、代は代理出席、欠は欠席

- 5 事務局 柴田土木部長
港湾課：村岡課長、宮田主幹、中林課長補佐(司会)、釣谷課長補佐 ほか

6 審議経過

開会 (司会)	<p>それでは、ただ今から第28回富山県地方港湾審議会を開催いたします。 はじめに、港湾管理者を代表いたしまして柴田富山県土木部長より挨拶を申し上げます。</p>
挨拶 (土木部長)	<p>土木部長の柴田でございます。 本日、第28回富山県地方港湾審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 また、日頃から、本県の港湾行政をはじめ、県政の推進にあたりまして格段のご配慮とご理解、ご支援を賜りまして、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。 さて、伏木富山港につきましては、一昨年11月に、日本海側の「総合的拠点港」に選定されましたほか、「国際海上コンテナ」「国際フェリー・国際RORO船」「外航クルーズ」の3つの機能別拠点港に選定されました。 県では、これを受けまして、伏木富山港が名実ともに「環日本海の拠点港」としてさらに発展していくため、積極的に各種の施策に取り組んでいるところでございます。 こうした中、伏木富山港の整備につきましても、港湾計画に基づきまして、伏木地区の伏木外港、新湊地区の多目的国際ターミナル、富山地区の富岩運河など、港湾施設の整備を進めまして、環日本海の物流拠点としての機能向上に努めてきているところであります。 本日ご審議していただく内容につきましては、伏木富山港を取り巻く情勢の変化を踏まえた土地利用に関する港湾計画の変更と、それから港湾の管理運営を円滑に行うための臨港地区の指定についてでございます。 委員の皆様方におかれましては、それぞれの専門的、それから技術的な立場からご審議いただきますようお願い申し上げます。 本日はどうぞよろしく願いいたします。</p>
配付資料確認 (司会)	<p>続きまして、本日の配付資料のご確認をさせていただきます。 お手元に配付資料一覧がございますので、すべてお揃いか、ご確認をお願いいたします。 審議会次第、委員名簿、座席表、資料は、資料1から資料7まで。その他パンフレットでございます。 よろしいでしょうか。</p>
委員紹介 (司会)	<p>続きまして、本日出席の皆様をご紹介申し上げます。 本来であれば、委員の皆様お一人ずつご紹介申し上げるべきところですが、時間の関係もございますので、お手元の委員名簿と配席図をご覧くださいということで、ご紹介に代えさせていただきます。 それでは、これからの議事進行につきましては、三橋会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p>

<p>会長挨拶 (会長)</p>	<p>三橋でございます。 審議会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。 当審議会は、日本海側の総合的拠点港として選定された伏木富山港に関する重要事項を審議するという、大変重要な役割を担っております。 本日は、昨年8月の開催に引き続きまして、今年度2回目の開催となっており、伏木富山港の港湾計画の変更と臨港地区の指定につきまして、ご審議いただきたいと思っております。 委員の皆様方もご承知のとおり、伏木富山港は、富山県の産業、経済並びに県民の生活に非常に大きな影響を及ぼす機能を有しております。皆様のお考えをいただきながら、審議を進めたいと考えております。 どうかこの審議会が円滑に運営できますよう、皆様方のご協力をお願いしまして、私の挨拶とさせていただきます。</p>
<p>定足数確認 (会長)</p>	<p>それでは、これから議事に入りますが、その前に本日の委員の出席数が定足数に達しているかどうか、お伺いしたいと思います。事務局からお願いいたします。</p>
<p>(司会)</p>	<p>本日は、19名の委員の皆さまにご出席をいただいております。全委員数22名の過半数であり、定足数に達しております。</p>
<p>議事録署名委員指名 (会長)</p>	<p>ただいまの事務局からご報告のように定足数に達しておりますので、この会議は成立しております。 なお、本日の議事録署名委員でございますが、はなはだ恐縮ではございますけれども、私の方からお願いいたしたいと存じます。 それでは、ご面倒ではございますが、雨宮委員、それから尾久委員のおふた方をお願いいたしたいと思っております。いかがでしょうか。</p>
<p>(一同)</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議題提示 「軽易な変更」 (会長)</p>	<p>ありがとうございました。 それでは、ただいまから議事に入りたいと思っております。 本日の議案であります、「伏木富山港港湾計画の変更」につきまして、知事から諮問がまいっております。港湾法第3条の3第3項の規定により本審議会の意見を求めることになっておりますので、委員の皆様よろしく申し上げます。</p>
<p>内容説明請求 (会長)</p>	<p>それでは、「伏木富山港港湾計画の変更」についての説明を事務局からお願いいたします。</p>
<p>内容説明 (事務局)</p>	<p>港湾課長の村岡でございます。着席して説明させていただきますので、よろしく申し上げます。 それでは、スクリーンをご覧くださいながら、説明させていただきたいと思います。</p>

まず、港湾計画の変更の区分を最初にお示ししておりますけれども、港湾法に基づきます港湾計画は、その変更内容によって「改訂」「一部変更」「軽易な変更」の3種類に分かれております。

今回の港湾計画の変更内容については、後ほど詳細は説明いたしますが、20ha未満の土地利用計画の変更という内容となっております。

一部変更に該当する内容が20ha以上でございますので、今回の変更はそれ以下の小さな変更ということで「軽易な変更」という取り扱いとなります。

次に、港湾計画の変更手続きについてでございますが、港湾管理者が計画を策定いたしまして、地方港湾審議会に諮問し答申をいただきます。

答申をいただいた後、計画変更の内容によって手続きが異なっており、今回の軽易な変更につきましては、地方港湾審議会でご了承いただければ、港湾計画の変更が決定されたことになりまして、国土交通大臣に港湾計画を送付し、その後、港湾計画の概要を公示することとなります。

それでは、今回の変更点についてご説明いたします。

今回の案件については、富山地区におけるものでございます。

今回変更を予定しているのは、富山市米田地内で、富岩運河から枝分かれしている住友運河の東端部の陸上に、現在、貯木場として埠頭用地がござい
ます。

こちらにつきましては、木材貯木場としてこれまで利用してきていたところ
でございます。伏木富山港の木材の取扱量につきましては、ロシアにおき
ます輸出関税が平成19年7月から上がったということで、平成19年から、
20年、21年にかけて大幅に落ち込みました。

伏木富山港全体の原木の輸入量については、平成19年に51万9千トン
あったものが、平成21年には14万7千トンに落ち込みました。平成12
年頃の約100万トンと比べると、10分の1にまで落ち込んだこととなり
ます。

現在の状況としましては、平成23年の原木の取扱量が12万9千トンで、
製材の取扱量が12万8千トンとなっており、平成12年には原木の割合が
9割で製材の割合が1割であったものが、現在では原木と製材の割合が半々
という状況となっております。

そういった中、貯木場としての利用が低下し、特に米田地内の貯木場につ
いて、平成21年から全く使用されていない箇所があります。

それに加えて、関係企業等への聞き取り等を踏まえ、このよう
な状況が改善される見込みが非常に低いということになってまいりましたの
で、利用されていない土地に民間活力を導入して有効活用を図るために、売
却を前提とした土地利用に変更するものでございます。

変更の内容は、埠頭用地として港湾計画に位置づけられている土地の一部
を、売却前提とした港湾関連用地という位置づけに変更するものでござい
ます。

今回の計画変更についての関係機関との調整結果につきまして、付帯意見
もございしますが、関係機関からは今回の計画変更については「意見なし」と
文書で回答をもらっております。

変更内容の説明につきましては、以上でございます。

<p>審議開始 (会長)</p>	<p>ありがとうございました。 では、ただいま説明のありました伏木富山港港湾計画の「軽易な変更」につきまして、審議いたしたいと思います。 ご質問のある方、どうぞ。</p>
<p>質問</p>	<p>(特に質問なし)</p>
<p>議案採決 (会長)</p>	<p>よろしいでしょうか。 ご意見はありませんか。 ご意見が無いようですので、本審議会の答申としては、伏木富山港港湾計画の「軽易な変更」について、「適当と認める」こととしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。</p>
<p>(一同)</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>(会長)</p>	<p>ありがとうございました。 ご異議がないようでございますので、本審議会は知事から諮問のありました伏木富山港港湾計画の「軽易な変更」については、「適当と認める」ということに決定いたします。 なお、本審議会閉会后に、私の方から答申書をお渡ししたいと思っております。</p>
<p>議題提示 「臨港地区の指定」 (会長)</p>	<p>つづきまして、「伏木富山港臨港地区の指定」につづきまして、知事から諮問がまいっておりますので、委員の皆様、よろしく申し上げます。</p>
<p>内容説明請求 (会長)</p>	<p>それでは、「伏木富山港臨港地区の指定」についての説明を事務局からお願いいたします</p>
<p>内容説明 (事務局)</p>	<p>つづきまして、伏木富山港の臨港地区の指定についてご説明いたします。 臨港地区の指定は、港湾計画の変更の内容には該当いたしません、県が管理する施設の重要な事項ということで、本審議会で審議していただくというものでございます。 臨港地区とは、港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域（これは水域でございますが、）と一体として機能すべき陸域として指定する区域です。 臨港地区の指定による効果については、 一つ目といたしまして、「港湾管理者が行うことのできる業務の地域的範囲」ということで、港湾管理者が土地の整備などを行うことができる範囲を意味しております。 二点目でございますが、「工場等の新增設等についての届出を行う必要のある地域的範囲」ということで、港湾管理者が、港湾の安全かつ円滑な利用の確保や、環境の保全を図るため、臨港地区内で、一定規模以上の工場等の新增設を行う場合などに届出を行っていただき、必要があれば勧告等を行うことができるというものであります。 三点目でございますが、「構築物の建設等の制限を行う必要がある地域的範囲」ということで、港湾の管理運営を円滑に行うため、条例を制定し建築</p>

物の用途の規制等ができるというものでございます。

四点目でございますが、「港湾施設となるか否かの地域的な範囲」ということで、臨港地区の指定により、その地区内にある護岸などの外郭施設、岸壁などの係留施設が、自動的に港湾施設という位置づけとなり、港湾管理者が建設し管理する場合には、補助金等が交付されるなどの効果があります。

五点目でございますが、「港湾環境整備負担金を負担させることのできる地域的な範囲」ということで、臨港地区内の一定の事業者が港湾周辺の緑地などの環境を整備する工事などの負担をさせることができることです。

今ほど説明した五つの内容については一般的な効果でございますが、伏木富山港で全てが該当するものではございません。

例えば、最後の五点目については、伏木富山港では、現在そのように負担を求める計画はございません。横浜港などでは、そのような事例があると聞いております。

つづきまして、指定の方法について説明させていただきます。

臨港地区の指定方法につきましては、港湾法に基づく場合と都市計画法に基づく場合がございます。

伏木富山港の場合は、富山高岡広域都市計画区域内に位置していることから、都市計画法に基づく指定という手続きとなっております。

港湾管理者が、臨港地区指定の案を作成することとなっております、その案を作成するにあたって地方港湾審議会の意見を聴くこととなっております。

その後、都市計画決定者である都道府県知事に、港湾管理者から案を申し出て、それ以降、都市計画法の手続きに基づき手続きが進められます。その中で、都市計画審議会で審議していただくこととなっております。

次に、今回の指定する区域について説明させていただきます。

富山地区で3箇所、新湊地区で2箇所の指定を考えており、臨港地区に指定することで、港湾の円滑な管理運営を図りたいと考えております。

富山地区の臨港地区の指定予定箇所は富山港周辺であり、この辺りは昭和40年に指定されており、それ以降は指定をしておりませんでした。

今回指定を予定している箇所は、県で管理している岸壁や護岸などでございます。

具体的には、一箇所は10号岸壁とその背後地でございます。

二箇所目は、岩瀬運河の緑地として整備してきた護岸や物揚場などの土地の部分でございます。

三箇所目は、富山港の左岸側でございますが、岸壁を一部延伸した、埋め立てて土地となった部分でございます。

繰り返しになりますが、これらはいずれも県が管理している施設でございますが、指定することによりまして、緊急を要する施設の変更や更新に迅速に対応することが可能になります。

次に新湊地区でございます。

新湊地区は2箇所でございます。新湊地区は平成6年に臨港地区を指定しており、それ以来の指定でございます。

一箇所目は、西埋立地でございます。海王丸パークなどの緑地になってい

る箇所がほとんどでございます。

二箇所目は、新湊地区の多目的国際ターミナルでございます。コンテナを取り扱っている箇所と、将来コンテナを取り扱う予定としている箇所を含めて、現在土地となっている部分を指定したいと考えております。

指定する内容は以上で、県が管理している施設と、その背後地でございます。民間の土地が、西埋立地の西側に一部ありますが、民間の方に説明し理解を得たうえで、指定の作業を進めているところでございます。

臨港地区の指定の説明につきましては、以上でございます。

審議開始
(会長)

ありがとうございました。

では、ただいま説明のありました伏木富山港の「臨港地区の指定」につきまして、審議いたしたいと思えます。

ご質問のある方、どうぞ。

質問
(夏野委員
/代理・大西)

射水市でございます。

一つ、基本的な点についてお聞きします。

都市計画法に基づく臨港地区の指定ということでございますが、海王丸パークやきとときと市場の周辺の土地については、都市計画の市街化区域で準工業地域に位置づけられています。今回の臨港地区の指定と重複した取り扱いとなるということですが、これまで西埋立地の未利用地について商業施設の誘致を行っておりますが、商業施設の取扱いは今回の指定で何か変わってくるのでしょうか。

(会長)

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

臨港地区指定の効果ということで、五点説明させていただきましたが、その二点目で説明した「工場等の一定規模以上の新增設等について届出」という手続きが出てまいります。

さらに、構築物等の建築制限にも関係しますが、その場合は条例の制定が伴いますが、現在、富山県では条例は無いので、適用できない状況でございます。

ただ、港湾の管理運営の中で、立地に好ましいかどうか、臨港地区による制約で決まる訳ではございませんが、都市計画法の用途と臨港地区の届出内容などを踏まえて協議させていただくこととなります。

商業施設の具体的な内容によって状況は異なりますが、港湾計画上の土地利用にも関係いたします。

(会長)

よろしいでしょうか。

他に意見はありませんか。

議案採決
(会長)

以上でよろしいでしょうか。それでは、ご意見もないようでございますので、伏木富山港の「臨港地区の指定」について、本審議会としての意見をまとめたいと思えます。

委員の皆様には、貴重なご意見を賜り、また、これに対しまして、説明があったわけですが、本審議会の答申としては、伏木富山港の「臨港地区の指

定」を「適当と認める」こととしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(一同) (異議なし)

(会長) ありがとうございました。

ご異議がないようでございますので、本審議会は知事から諮問のありました伏木富山港の「臨港地区の指定」については、「適当と認める」ということに決定いたします。

なお、本審議会閉会后に、私の方から答申書をお渡ししたいと思います。

審議終了

閉会 (会長)

それでは、今後ともより良い港づくりに努めていただきたいと思います。最後をお願い申し上げます、本審議会を閉会とさせていただきます。

それでは、事務局にお返しします。

(司会) ありがとうございました。

富山県地方港湾審議会はこれで終了させていただきます。

議事録署名委員

平成25年 3月 13日

雨 宮 洋 司 

尾 久 彩 子 